

令和 7 年札幌市告示第 2291 号

札幌市学校給食費未収金回収業務

入札説明書

札幌市教育委員会

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 2291 号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と、入札説明書に添付している「様式集（添付資料 1）」、「仕様書（添付資料 2）」及び「契約書（案）（添付資料 3）」の全てを指す。

1 告示日

令和 7 年 5 月 30 日（金）

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階

札幌市教育委員会 総務部 学校給食課 給食費事務係 電話（011）211-3711

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市学校給食費未収金回収業務

(2) 調達案件の仕様等

別紙「仕様書（添付資料 2）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

別紙「仕様書（添付資料 2）」のとおり。

(5) 入札方法

入札書記載の単価で行う。

この単位は銭の単位（1 円未満 2 けた）まで記載してよいこととする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）法第 30 条の 2 第 1 項に規定する弁護士法人である者。
 - イ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 3 条第 2 項に規定する認定司法書士が在籍している司法書士法人である者。
- (7) 本入札告示時点から起算し、過去 3 年間で、契約期間が 6 月以上となる政令指定都市又は中核市に対する債権回収業務を適正に履行した実績を有すること。
- (8) 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的な基盤が十分に整っている者であること。
- (9) 累積欠損がなく、かつ経営状態が良好である者であること。
- (10) 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められる者であること。
- (11) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されている者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札参加提出書類の受領期限

令和 7 年 6 月 12 日（木） 16 時 00 分 （送付の場合は必着のこと。）

※ 提出書類については、下記 6 (3) に別途掲示。

(3) 入札の日時及び場所

日時：令和 7 年 6 月 19 日（木）10 時 00 分

場所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階 札幌市教育委員会入札室

(4) 事前に持参又は送付により入札書を提出する場合の提出期限

令和 7 年 6 月 18 日（水）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

(5) 入札書の提出方法

上記(3)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（電送による提出は認めない。）

なお、事前に入札書を提出する場合は下記のとおりとする。

ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料 1－様式 1」にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 6 月 19 日（木）10 時 00 分開札 札幌市学校給食費未収金回収業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札書の提出期限までに持参すること。

イ 送付により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 6 月 19 日（木）10 時 00 分開札 札幌市学校給食費未収金回収業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札書の提出期限までに送付すること。

※ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(6) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執

行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札時まで委任状（添付資料 1－様式 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札終了後直ちに上記(3)の場所にて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

ウ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、委託者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 (6) にて入札参加資格とした内容を証明するため、上記 4 (6) から (11) に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（添付資料 1 一様式 3 及び様式 4）を、上記 5 (2) で示す期限までに提出しなければならない。

イ 入札参加者は、入札までの間において、上記申請書に関し説明を求められた場合、もしくは提出した書類に関する挙証書類等を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、入札説明書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、

その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙「契約書（案）（添付資料3）」のとおり。

全体的な流れ

実 施 内 容	実施期間又は期日
入札告示	令和 7 年 5 月 30 日（金）
入札参加提出書類の提出期限	令和 7 年 6 月 12 日（木）16 時 00 分
事前に持参または送付により入札書を提出する場合の入札書の提出期限	令和 7 年 6 月 18 日（水）16 時 00 分
入札の日時	令和 7 年 6 月 19 日（木）10 時 00 分
開札	入札終了後直ちに行う

様式一覧

番 号	様 式 名
1	入札書
2	委任状
3	一般競争入札参加資格確認申請書
4	契約実績調書

仕様書等一覧

番 号	仕 様 書 名
1	札幌市学校給食費未収金回収業務
別紙 1	個人情報取扱安全管理基準
別紙 2	個人情報の取扱いに関する特記事項
様式 1	業務実施報告書
様式 2	完了届
様式 3	個人情報取扱安全管理基準適合申出書
様式 4	個人情報取扱状況報告書